

令和6年度国民健康保険料早見表

世帯ではなく1人分の保険料です。

【加入期間 令和6年4月～令和7年3月 12か月分】

令和5年の所得額 (注1)	加入者1人分年間保険料	
	0～39歳または 65～74歳 (介護分なし)	40～64歳 (介護分あり)
0～430,000円	65,600円	82,100円
500,000円	73,643円	91,795円
600,000円	85,133円	105,645円
700,000円	96,623円	119,495円
800,000円	108,113円	133,345円
900,000円	119,603円	147,195円
1,000,000円	131,093円	161,045円
1,100,000円	142,583円	174,895円
1,200,000円	154,073円	188,745円
1,300,000円	165,563円	202,595円
1,400,000円	177,053円	216,445円
1,500,000円	188,543円	230,295円
1,600,000円	200,033円	244,145円
1,700,000円	211,523円	257,995円
1,800,000円	223,013円	271,845円
1,900,000円	234,503円	285,695円
2,000,000円	245,993円	299,545円
2,100,000円	257,483円	313,395円
2,200,000円	268,973円	327,245円
2,300,000円	280,463円	341,095円
2,400,000円	291,953円	354,945円
2,500,000円	303,443円	368,795円
2,600,000円	314,933円	382,645円
2,700,000円	326,423円	396,495円
2,800,000円	337,913円	410,345円
2,900,000円	349,403円	424,195円
3,000,000円	360,893円	438,045円
3,100,000円	372,383円	451,895円
3,200,000円	383,873円	465,745円
3,300,000円	395,363円	479,595円
3,400,000円	406,853円	493,445円
3,500,000円	418,343円	507,295円
3,600,000円	429,833円	521,145円
3,700,000円	441,323円	534,995円
3,800,000円	452,813円	548,845円
3,900,000円	464,303円	562,695円
4,000,000円	475,793円	576,545円
4,100,000円	487,283円	590,395円
4,200,000円	498,773円	604,245円
4,300,000円	510,263円	618,095円
4,400,000円	521,753円	631,945円
4,500,000円	533,243円	645,795円

令和5年の所得額 (注1)	加入者1人分年間保険料	
	0～39歳または 65～74歳 (介護分なし)	40～64歳 (介護分あり)
4,600,000円	544,733円	659,645円
4,700,000円	556,223円	673,495円
4,800,000円	567,713円	687,345円
4,900,000円	579,203円	701,195円
5,000,000円	590,693円	715,045円
5,100,000円	602,183円	728,895円
5,200,000円	613,673円	742,745円
5,300,000円	625,163円	756,595円
5,400,000円	636,653円	770,445円
5,500,000円	648,143円	784,295円
5,600,000円	659,633円	798,145円
5,700,000円	671,123円	811,995円
5,800,000円	682,613円	825,845円
5,900,000円	694,103円	839,695円
6,000,000円	705,593円	853,545円
6,100,000円	717,083円	867,395円
6,200,000円	728,573円	881,245円
6,300,000円	740,063円	895,095円
6,400,000円	751,553円	908,945円
6,500,000円	763,043円	922,795円
6,600,000円	774,533円	936,645円
6,700,000円	786,023円	950,495円
6,800,000円	797,513円	964,345円
6,900,000円	809,003円	978,195円
7,000,000円	820,493円	992,045円
7,100,000円	831,983円	1,005,895円
7,200,000円	843,473円	1,019,745円
7,300,000円	854,963円	1,033,595円
7,400,000円	866,453円	1,047,445円
7,500,000円	877,943円	1,061,295円
7,600,000円	889,433円	1,075,145円
7,700,000円	900,923円	1,088,995円
7,800,000円	912,413円	1,102,845円
7,900,000円	923,903円	1,116,695円
8,000,000円	935,393円	1,130,545円
8,100,000円	946,883円	1,144,395円
8,200,000円	958,373円	1,158,245円
8,300,000円	969,863円	1,172,095円
8,400,000円	981,353円	1,185,945円
8,500,000円 (注2)	890,000円 ※最高限度額	1,060,000円 ※最高限度額

(注1) ここでいう所得額とは、各種収入金額から必要経費等を差し引いた後の金額で、複数の所得がある場合は、その合計額となります。給与所得における所得金額調整控除、分離課税所得における特別控除がある場合は、それぞれ控除後の金額を用います。雑損失の繰越控除は適用しません。
 (注2) 最高限度額は世帯単位の金額です。例えば、世帯主・妻ともに35歳、所得5,000,000円の場合、早見表では590,693円×2で1,181,386円ですが、実際の保険料は世帯の最高限度額890,000円になります。

早見表を確認する際は、源泉徴収票や確定申告などの令和5年中の所得のわかる資料をご用意ください。

◆令和5年分の確定申告書
 第1表⑫の金額が所得額です。ただし、第3表や第4表がある場合は第3表や第4表の所得も合算した金額が所得額です。

◆令和5年分の給与所得の源泉徴収票
 「給与所得控除後の金額」が給与所得です。ほかに所得がない場合は給与所得＝所得額です。
 ただし、源泉徴収票が複数枚ある場合は支払金額を合算した後に給与所得を算出するため、「給与所得控除後の金額」とは一致しません。

例えば、38歳 給与所得4,000,000円の方が4月加入の場合（計算内容の詳細は計算例をご参照ください。）

給与所得	4,000,000円	－住民税基礎控除	430,000円	＝令和6年度国民健康保険料賦課基準額	3,570,000円
				【所得割分】	【均等割分】
基礎（医療）分	359,333円			＝ 3,570,000円×8.69%	＋ 49,100円
後期高齢者支援金分	116,460円			＝ 3,570,000円×2.80%	＋ 16,500円
年間保険料	475,793円				

世田谷区 令和6年度国民健康保険料早見表（令和5年の所得額）

早見表では、令和5年の所得額（令和5年1月1日から同年12月31日までの1年の所得）から令和6年度国民健康保険料の年額（令和6年4月から令和7年3月までの12月か分）の概算が確認できます。

注意事項

- 早見表は、世田谷区における概算の保険料です。実際の保険料と異なる場合があります。下記のような場合は、実際の保険料と異なります。

実際の保険料が異なる主な場合

- ・年度（4月から翌年3月まで）途中で国民健康保険に加入・脱退する方がいる。
- ・年度（4月から翌年3月まで）途中で40歳、65歳、75歳に到達する方がいる。
- ・給与所得と年金所得の両方の所得のある方がいる。
- ・マイナス所得、特別控除のある分離所得、繰越損失、専従者控除、専従者給与等がある。
- ・保険料の軽減や免除が受けられる。

- 実際の保険料は、原則毎年度7月から3月までの9回にわけて、もしくは一括で納付いただきます。4月から6月に現年度保険料の納付はありません。手続きを行ったタイミングにより納付回数は変わります。
- 保険料は加入者一人ひとりにかかり、世帯で合算します。詳しくは計算例をご参照ください。
- 早見表の保険料は、軽減が適用されていない保険料です。

保険料の計算方法は次のとおりです。

【国民健康保険料】	①基礎（医療）分保険料	+	②後期高齢者支援金分保険料	+	③介護分保険料	
	所得割額		均等割額			最高限度額
①基礎（医療）分保険料	$\left(\frac{\text{加入者全員の賦課基準額} \times 8.69\%}{\text{所得割額}} + \frac{\text{加入者数} \times 49,100\text{円}}{\text{均等割額}} \right) \times \frac{\text{加入月数}}{12\text{か月}}$		=	①基礎（医療）分年間保険料	650,000円	
②後期高齢者支援金分保険料	$\left(\frac{\text{加入者全員の賦課基準額} \times 2.80\%}{\text{均等割額}} + \frac{\text{加入者数} \times 16,500\text{円}}{\text{均等割額}} \right) \times \frac{\text{加入月数}}{12\text{か月}}$		=	②後期高齢者支援金分年間保険料	240,000円	
③介護分保険料	$\left(\frac{40\sim64\text{歳の加入者の賦課基準額} \times 2.36\%}{\text{均等割額}} + \frac{\text{加入者数} \times 16,200\text{円}}{\text{均等割額}} \right) \times \frac{40\sim64\text{歳該当月数}}{12\text{か月}}$		=	③介護分年間保険料	170,000円	

※賦課基準額とは、前年の所得額から住民税基礎控除430,000円を差し引いた金額です。
 ※保険料には限度額があります。

例1 40歳未満・単身世帯・給与所得

計算例

【4月加入の場合（加入期間：4月～翌年3月）】

世帯主	世帯主 38歳、給与所得 4,000,000円		
保険料賦課基準額 <small>（所得割額を計算する基になる額）</small>	給与所得 4,000,000円－住民税基礎控除 430,000円＝3,570,000円		
保険料	基礎（医療）分＋後期高齢者支援金分（40～64歳以外のため、介護分なし）		
所得割	基礎（医療分）	$3,570,000円 \times 8.69\%$	= 310,233円
	後期高齢者支援金分	$3,570,000円 \times 2.80\%$	= 99,960円
均等割	基礎（医療）分	$49,100円 \times 1名$	= 49,100円
	後期高齢者支援金分	$16,500円 \times 1名$	= 16,500円
年間保険料	= 475,793円		

■保険料納付例

	加入期間（12か月）											
加入月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付月	4月期	5月期	6月期	7月期	8月期	9月期	10月期	11月期	12月期	1月期	2月期	3月期
	納付はありません			納付回数 9回								

【12月加入の場合（加入期間：12月～翌年3月）】 ※年度途中で加入、脱退した時は月割で計算します。

世帯主	世帯主 38歳、給与所得 4,000,000円		
保険料賦課基準額 <small>（所得割額を計算する基になる額）</small>	給与所得 4,000,000円－住民税基礎控除 430,000円＝3,570,000円		
保険料	基礎（医療）分＋後期高齢者支援金分（40～64歳以外のため、介護分なし）		
所得割	基礎（医療分）	$3,570,000円 \times 8.69\%$	= 103,411円
	後期高齢者支援金分	$3,570,000円 \times 2.80\%$	= 33,320円
均等割	基礎（医療）分	$49,100円 \times 1名$	= 16,366円
	後期高齢者支援金分	$16,500円 \times 1名$	= 5,500円
年間保険料	158,597円		

■保険料納付例

加入開始：12月から加入となる世帯が12月に届出をした場合、加入期間4か月の保険料を3回で納付します。

	加入期間（4か月）											
加入月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付月	4月期	5月期	6月期	7月期	8月期	9月期	10月期	11月期	12月期	1月期	2月期	3月期
									納付回数 3回			

※保険料は小数点以下切り捨てとなります。

例2 40～64歳を含む複数世帯・給与所得

計算例

【4月加入の場合（加入期間：4月～翌年3月）】

世帯主	世帯主	45歳、給与所得	4,000,000円
妻	妻	37歳 給与所得	1,800,000円
子	子	10歳 所得なし	
保険料賦課基準額 <small>(所得割額を計算する基になる額)</small>	世帯主 給与所得 4,000,000円－住民税基礎控除 430,000円＝3,570,000円 妻 給与所得 1,800,000円－住民税基礎控除 430,000円＝1,370,000円 子 所得なし 加入者全員の保険料賦課基準額 3,570,000円＋1,370,000円＝4,940,000円		
保険料	基礎（医療）分＋後期高齢者支援金分＋介護分（40～64歳までの方は介護分あり）		
所得割	基礎（医療）分	$4,940,000円 \times 8.69\%$	= 429,286円
	後期高齢者支援金分	$4,940,000円 \times 2.80\%$	= 138,320円
	介護分	$3,570,000円 \times 2.36\%$	= 84,252円 ※(妻・子 介護分なし)
均等割	基礎（医療）分	$49,100円 \times 3名$	= 147,300円
	後期高齢者支援金分	$16,500円 \times 3名$	= 49,500円
	介護分	$16,500円 \times 1名$	= 16,500円 ※(妻・子 介護分なし)
年間保険料	865,158円		

■保険料納付例

	加入期間（12か月）											
加入月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付月	4月期	5月期	6月期	7月期	8月期	9月期	10月期	11月期	12月期	1月期	2月期	3月期
	納付はありません			納付回数 9回								

【10月加入の場合（加入期間：10月～翌年3月）】 ※年度途中で加入、脱退した時は月割で計算します。

世帯主	世帯主	45歳、給与所得	4,000,000円
妻	妻	37歳 給与所得	1,800,000円
子	子	10歳 所得なし	
保険料賦課基準額 <small>(所得割額を計算する基になる額)</small>	世帯主 給与所得 4,000,000円－住民税基礎控除 430,000円＝3,570,000円 妻 給与所得 1,800,000円－住民税基礎控除 430,000円＝1,370,000円 子 所得なし 加入者全員の保険料賦課基準額 3,570,000円＋1,370,000円＝4,940,000円		
保険料	基礎（医療）分＋後期高齢者支援金分＋介護分（40～64歳までの方は介護分あり）		
所得割	基礎（医療）分	$4,940,000円 \times 8.69\%$	= 214,643円
	後期高齢者支援金分	$4,940,000円 \times 2.80\%$	= 69,160円
	介護分	$3,570,000円 \times 2.36\%$	= 42,126円 ※(妻・子 介護分なし)
均等割	基礎（医療）分	$49,100円 \times 3名$	= 73,650円
	後期高齢者支援金分	$16,500円 \times 3名$	= 24,750円
	介護分	$16,500円 \times 1名$	= 8,250円 ※(妻・子 介護分なし)
年間保険料	= 432,579円		

■保険料納付例

加入開始：10月から加入となる世帯が12月に届出をした場合、加入期間6か月の保険料を3回で納付します。

	加入期間（6か月）											
加入月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付月	4月期	5月期	6月期	7月期	8月期	9月期	10月期	11月期	12月期	1月期	2月期	3月期
										納付回数 3回		